

企業総合補償保険改定のご案内

平素より損保ジャパンをお引き立ていただきありがとうございます。

2026年10月1日以降保険始期契約から、企業総合補償保険（以下、本商品とします。）の商品改定を実施いたします。本改定により、更新後のご契約について、保険料や補償内容に大きな変更が生じる場合がありますので、改めてご契約内容をご確認のうえ、お手続きいただきますようお願い申し上げます。改定に伴い、お客さまにご負担をおかけすることとなり誠に恐縮ですが、今後とも安定した商品提供を続けていくための改定となります。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

本商品の改定内容についてご不明点等がございましたら取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

1. 保険料の改定とその背景

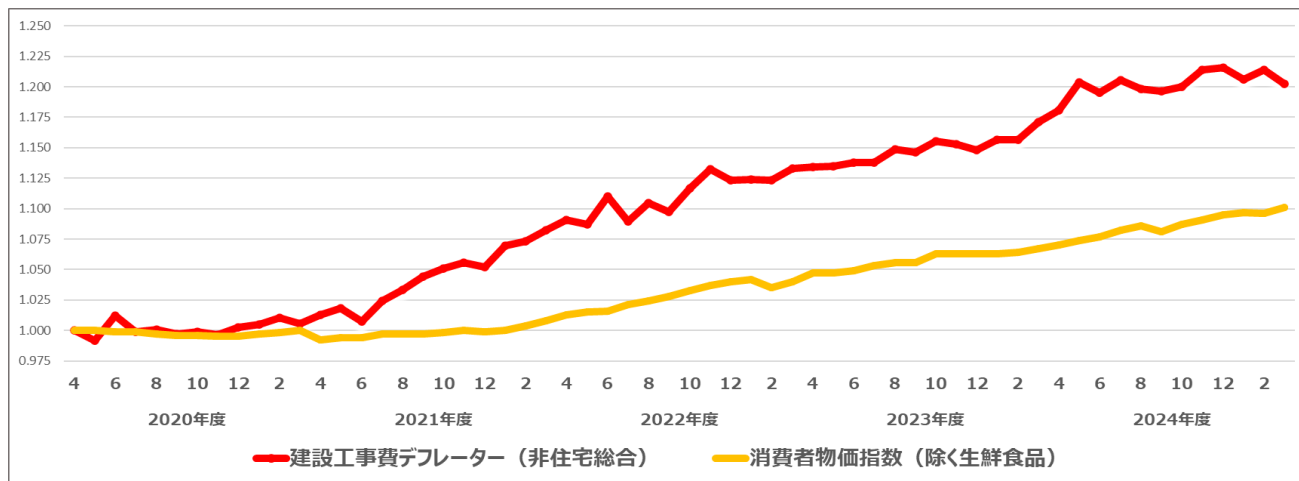
1 物価上昇等と本商品との関係性

- ・ 昨今の物価上昇や人手不足を背景とした建築資材価格・人件費の高騰、そして近年の自然災害のリスク増大に伴い、損害発生時の修理費用や再調達費用は、過去にない水準へと上昇しております。
- ・ これに伴い、事故1件あたりにお支払いする保険金も高額化する傾向にあります。

【重要】万一の際、建物の再建費用が不足する事態を避けるためにも、現在の建物評価額に基づいた適切な保険金額が設定されているか、年1回のご確認をお勧めします。

（ご参考）建築工事費と消費者物価指数の推移

（2020年度を1としたグラフ）



出典：

- ・ 国土交通省 建設工事費デフレーター（非住宅総合）
- ・ 総務省統計局 2020年基準・消費者物価指数（全国）「生鮮食品を除く総合指数」

2 保険料改定

近年の自然災害の状況や各業種のリスク実態をより正確に反映し、お客さまへ安定的かつ公平に本商品を提供し続けるために、業種ごとに保険料を改定いたします。

2. 商品に関する改定

1 引受条件の改定

(1) 自己負担額（免責金額）

事故の発生状況に応じて、業種ごとに設定いただく自己負担額（免責金額）の下限を設けておりますが、本改定で一部の業種において引下げまたは引上げを実施します。

(2) 保険期間（対象業種の追加）

現在も一部の業種においてご契約いただける保険期間を **1年のみ** とする制限を実施しておりますが、本改定で制限の対象となる業種を追加します。

(3) 支払限度額（敷地外ユーティリティ設備の損害に起因して発生した営業継続費用）

本改定で、保険の対象とした全敷地内の営業継続費用の合計保険金額が10億円を超える場合は、敷地外ユーティリティ設備の損害に起因して発生した営業継続費用の支払限度額を10億円以下で設定いただきます。



＜敷地外ユーティリティ設備の損害に起因する営業継続費用とは＞

主に電気・ガス・水道等の事業者の施設が罹災し、その供給が停止した場合に、被保険者（補償を受けられる方）が通常の営業および生産活動を継続するために特別に必要とする費用をいいます。

2 約款の改定

(1) 雨漏りおよび風、雨、雪等の吹き込み等による損害

これまで、建物外部（屋根、開口部等）に物理的損傷を伴わない場合でも、雨漏り等の発生に「不測かつ突発的な」事故性が認められる場合は補償の対象でした。そのため、経年劣化による隙間からの吹き込みであっても補償されるケースがあり、本来補償対象外となる「自然消耗や劣化による損害」との区別が曖昧になっていました。この曖昧さを解消し、保険制度を公平に維持するために、**雨漏りおよび風、雨、雪等の吹き込み等による損害（自然消耗や劣化による損害）を補償対象外**とします。

(2) サイバー攻撃等に起因する損害

これまで、サイバー攻撃等に起因して生じた損害、損失または費用は、保険の対象に火災、破裂または爆発が生じた場合に限り補償の対象としていましたが、今後は**サイバー攻撃等に起因する損害はすべて補償対象外**とします。

(3) その他の約款改定

その他の改定内容は下表のとおりです。詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

項目		改定概要
明確化	太陽光発電設備・装置に生じたマイクロクラックによる損害の免責	免責事由に太陽光発電設備・装置に生じたマイクロクラックによる損害を明記し、太陽光発電設備・装置に生じたマイクロクラックによる損害が補償の対象外であることを明確化します。
	太陽フレアが生じたことによる損害の免責	免責事由に太陽フレアが生じたことによる事故に起因する損害を明記し、太陽フレアが生じたことによる損害が補償の対象外であることを明確化します。
	凍害による損害の免責	補償対象外となる事由の「保険の対象の自然の消耗もしくは劣化」に凍害が含まれていることを明確化します。
	すが漏れ	本改定で追加した補償対象外となる事由の「吹き込み、浸み込みまたは漏入」にすが漏れが含まれることを明確化します。
	盗難品発見後の通知義務	盗難された保険の対象を発見したときまたは回収したときの当会社への通知義務を明確化します。
	建物内部での車両等の接触等による損害	「建物内部での車両もしくはその積載物の衝突もしくは接触」を事故の区分「外部からの物体の落下、飛来」から削除し、建物内部での車両等による損害は、事故の区分「車両・航空機の衝突」で補償していることを明確化します。
	「納入者」等の用語の定義	免責事由における「納入者」、「法律上または契約上の責任を負うべき損害」の用語の定義を明確化します。
	特殊包括契約・複数敷地内特殊包括契約に関する特約	支払限度額の適用を明確化します。
変更	火災通知保険特約（第3方式）（企業総合補償用） 免責金額の適用	これまで免責金額の設定は不可となっていたが、契約時に設定した免責金額が適用される内容に変更します。
	火災保険総括契約に関する特約の保険責任期間	総括契約の個々の保険の対象について、保険責任期間の始期・終期が保険期間の始期・終期を超えないことを明確化します。

3 免責時間の変更（費用・利益補償条項）

費用・利益補償条項の利益部分の免責時間について、これまで規定の免責時間（下表①）を設定してご契約いただいておりますが、次の②～⑧も選択も可能となります。

保険の対象	事故の区分	①最低免責期間 （従来の免責時間）	左記以外で選択可能な 免責時間
自社物件等	火災、落雷、破裂・爆発	0 時間	② 24時間（1 日間） ③ 48時間（2 日間） ④ 72時間（3 日間） ⑤ 96時間（4 日間） ⑥ 120時間（5 日間） ⑦ 144時間（6 日間） ⑧ 168時間（7 日間） の中から選択した時間
	風災・雹災・雪災	24時間	
	水災		
	電氣的・機械的事故		
	騒擾、労働争議に伴う破壊行為		
	上記以外の事故		
敷地外ユーティリティ設備	すべての事故	24時間	



<免責時間の選択のポイント>

事故が発生した日の午前 0 時から、設定した免責時間が経過するまでに生じた損害は保険金のお支払いの対象外となり、免責時間が経過した翌日の午前 0 時以降に生じた損害がお支払いの対象となります。上記②～⑧の免責時間を設定することで、補償は縮小しますが、保険料を抑えることができます。

<注意事項>

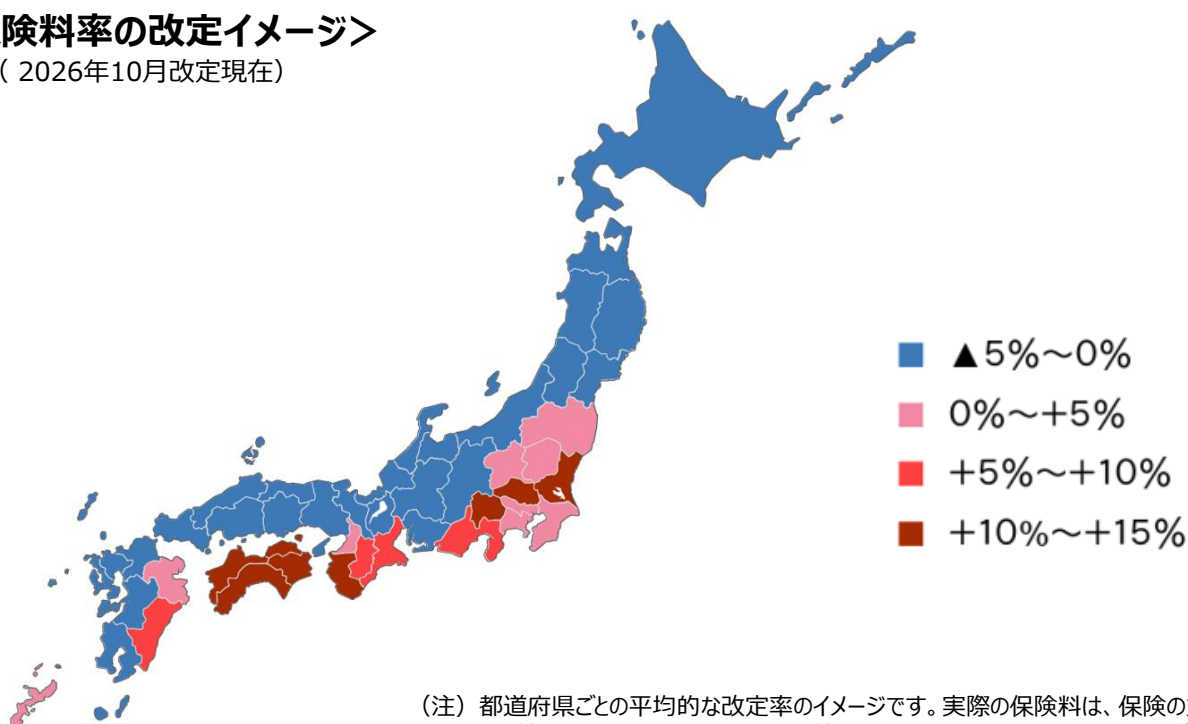
- ・石油精製工場等の一部の業種においては、選択できる免責時間に制限があります。
- ・営業継続費用部分については、これまでどおり免責時間は適用されません。
- ・「①最低免責時間」以外の免責時間（②～⑧）については、選択した免責時間がすべての事故の区分に適用されます。

3. 地震危険補償特約の改定

- ・本改定では、政府の地震調査研究推進本部が公表している最新の地震発生確率などを反映し、保険料率を見直しました。
- ・お客さまの具体的な継続保険料については、満期のお手続きのご案内時に、取扱代理店から個別にお知らせいたします。

<保険料率の改定イメージ>

（2026年10月改定現在）

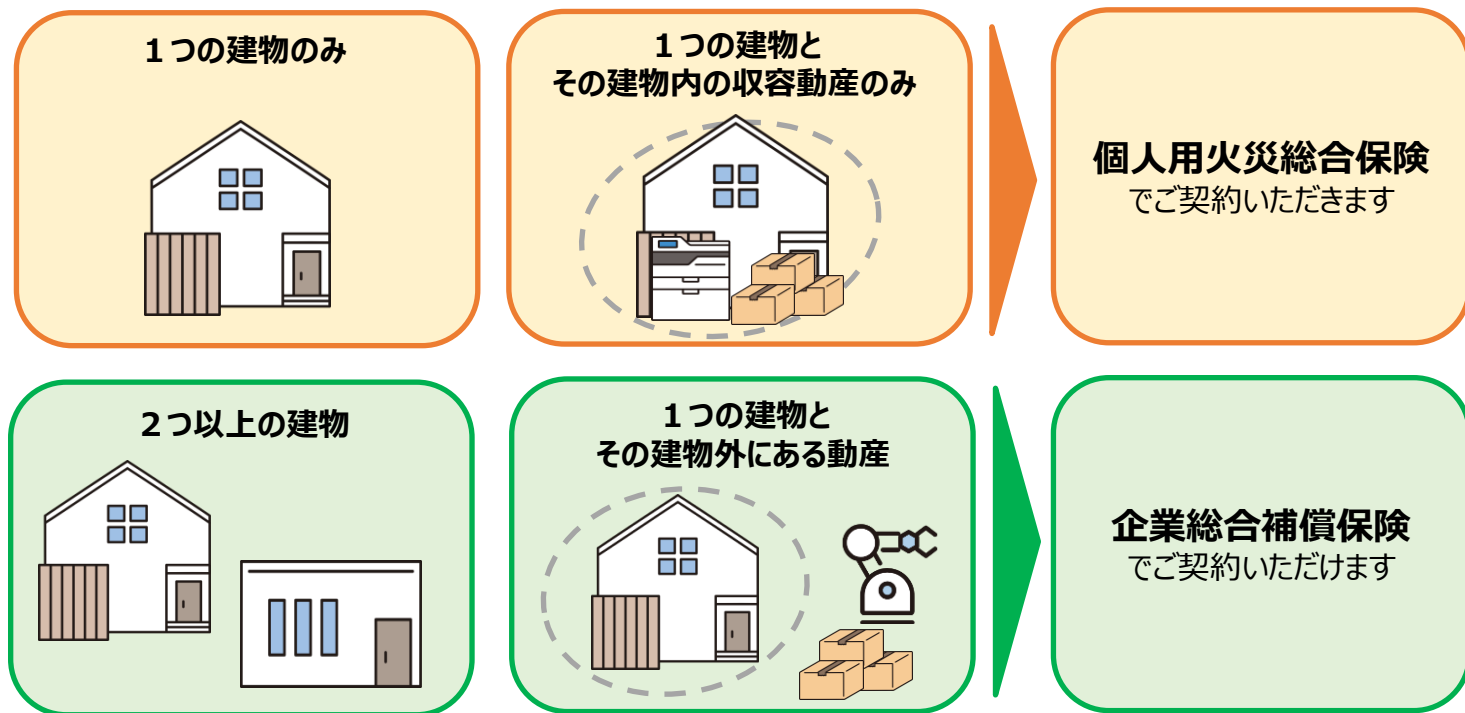


（注）都道府県ごとの平均的な改定率のイメージです。実際の保険料は、保険の対象の所在地の地震リスクを反映して計算しますので、イメージとは異なる場合がございます。

4. 住宅建物をご契約のお客さまへ 商品移行のご案内

- お客さまの事業に関するリスクは企業分野火災保険、住宅に関するリスクは個人分野火災保険と、それぞれのリスク特性に応じた商品体系とするため、住宅建物（専用住宅建物または併用住宅建物）の補償内容を一部見直します。
- 商品移行の対象に該当するお客さまにつきましては、満期を迎えるご契約から、住宅建物の補償により適した「個人用火災総合保険」に移行していただく必要がありますので、必要なお手続きを取扱代理店からご案内いたします。

【主なご契約パターンと移行先】



- ※ 企業総合補償保険は、企業総合補償保険普通保険約款でお引受けする火災保険の商品名です。
- ※ 個人用火災総合保険は、個人用火災総合保険普通保険約款でお引受けする火災保険の商品名です。
- ※ このチラシは、特にご注意いただきたい点等の概要を記載したものです。さらに詳しい内容につきましては、「普通保険約款および特約」、「パンフレット」、「重要事項等説明書」等でご確認ください。
- ※ ご契約に際しては、重要事項等説明書を必ずお読みください。
- ※ 詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

損害保険ジャパン株式会社

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1

<連絡先> <https://www.sompo-japan.co.jp/contact/>

SOMPOグループの一員です。

お問い合わせ先

有限会社木下保険事務所

〒279-0013

千葉県浦安市日の出6-2-B-302

TEL 047-380-8742

<http://www.kinoshita-hoken.co.jp>